

## 第5章 文化財の保存・活用に関する事項

### 1. 町全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、史跡1件、重要文化財(建造物)1件、県重要文化財(建造物)1件、県重要文化財(美術工芸品)5件、県重要文化財(考古資料)2件、町指定文化財25件がある。

平成24年(2012)2月、本町は東日本大震災と原発事故災害からの復興を実現するため「復興こおり創造プラン」(桑折町総合計画)を策定した。そもそも桑折町は「歴史と文化の町」を標榜しており、従来、町民はその歴史を誇りとしてきた。そのため、文化財の保存と顕彰は当然ながら重点施策の一つとなっている。

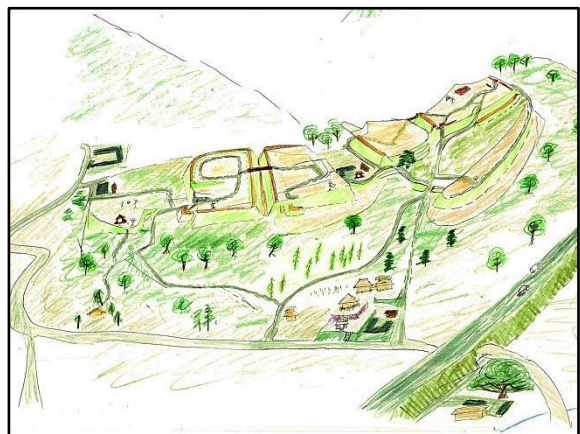
桑折町の誇るべき財産である文化財を、未来へと伝えていくことは重要な責務であるが、さらにその価値を高め、町内外の認知度を向上させるために、住民や観光客への情報発信や公開等の利活用についても重点的に検討していかなければならない。これまでも、指定文化財には案内標識や説明板などを設置し、歴史を訪ねるウォーキングルート(歴史の小径)などの設定や看板の設置など、文化財を活かし発信するための施策を行ってきた。今後も、町ホームページなどのWEBサイトやスマートフォンなどさまざまな媒体を利用し、わかりやすい案内板を設置するなど情報発信を積極的に展開していく。また、文化財所有者や桑折町文化財保存会、地元団体等と協力し、維持管理や情報発信に取り組んでいく。

なお、文化財の案内標識や説明板は設置年代がさまざまデザイン統一がされておらず、かつ、老朽化により景観を阻害している場合もあることから、周遊性及び認知度の向上を図るためデザインを統一し、順次更新を進め、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

町内の各文化財に関しての保存及び活用の現状と今後の方針は以下の通りである。

#### ○史跡 桑折西山城跡

平成10年(1998)度策定の「史跡桑折西山城跡保存管理計画書」に基づき、平成18年(2006)度に「史跡桑折西山城跡整備計画書」を策定し、現在整備事業が進められている。遺構の保護や史跡内の視界を阻害する樹木の伐採を行いながら史跡公園として整備するため、平成28年(2016)度から5か年をかけて整備工事を行い、平成32年(2020)度に完成予定である。完成後は一般



■図 史跡桑折西山城跡整備イメージ概略図

に公開し、適切な史跡の保存管理とガイダンス施設を活用した積極的な情報発信を行っていく予定である。

### ○重要文化財 旧伊達郡役所

保存管理計画等は策定されていない。町の直営で維持管理が行われており、内部は主に、郡役所に関する資料の展示や町内の歴史・文化に関する資料の展示などに主に利用されている。平成27年(2015)度に利活用方針を暫定的に定め、明治期の木造建築の保護と利活用の両立を図っている。傷みやすい木造建築のため、定期的に外装塗装や内装修理を行っている。



■写真 旧伊達郡役所内の展示

平成27年(2015)度特別展「半田銀山と五代友厚の足跡」の様子

### ○県重要文化財、町指定文化財

保存管理計画等はないが、所有者により適切な管理がとられている。公開等はそれぞれの所有者に任せられている。

保存管理計画が策定されていない文化財については、文化財保護法・福島県文化財保護条例・桑折町文化財保護条例等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存活用が図られるよう指導・助言をする。

また、無形民俗文化財で、祭礼などの場において演奏されてきた「堰東京都祇園囃子」継承のため、普及継承団体と緊密な連絡を取り、用具の補修や普及活動などへの補助や助言をおこなう。

### ○未指定文化財

未指定文化財については、これまでの調査・研究を活かしつつ、現状及び実態の把握に努め、リストアップしデータベース化する。文化財指定がふさわしいと判断されたものについては、町の指定に向けて取り組んでいく。また、国の登録文化財登載や町の文化財登録制度の検討を行う。

土蔵や見世蔵、養蚕農家住宅などの歴史的な建造物については、所有者の高齢化が進んでおり、さらに東日本大震災によって損壊し、相当数が解体を余儀なくされたことから、以前行われた調査結果を活用しながら、築年数や間取りなどの調査を行う。さらに、祭礼や伝統行事などの無形民俗文化財については、高齢化や担い手不足により継続が困難になりつつあることから、次世代に残すために調査・記録保存をする。

## (2) 文化財の修理（整備も含む）に関する方針

指定文化財の修理及び整備にあたっては、これまでと同様、法令等に基づき適切な対応をする。

指定文化財の修理は、文化財保護法・福島県文化財保護条例・桑折町文化財保護条例に基づくとともに、文化庁・福島県教育委員会・桑折町文化財保護審議会等の関連機関の指導を受けつつ、適切な修理が行われるようにする。また、所有者や管理者の財政的負担を考慮し、修理事業補助等の支援や、各種財団等の補助制度を積極的に活用するよう助言を行う。

過去に大規模修理が行われたときは、工事現場を公開して、修理の材料や過程、伝統技法に対する理解を深めるような催しを行ってきたが、今後もそのような工事が行われる際には積極的に機会を設けていく。



■写真 旧伊達郡役所修理事業現場見学会

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

桑折町には、総合的に町の歴史を常設展示する博物館的な施設が無く、文化財を含めた町の情報を発信する専用施設もない。以前より桑折町文化財保護審議会では指摘されていたことだが、現在の課題の一つとなっている。

現在設計中の桑折西山城跡のガイダンス施設は、あくまでも城跡を中心とした伊達氏関連の展示にとどまる予定なので、根本的な問題の解決には、博物館的機能を持った施設の建設もしくは整備が必要と考えられる。

建設改修費用に加え、維持管理費用も念頭に置き、設置場所や形態等について検討していく。

## (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それ単体で存在しているわけではなく、地域の歴史と環境が結びついて今日まで残されてきたものである。そのため、文化財の保全には周囲の景観や環境との調和が欠かせない。街路や塀、看板、案内板を含めたサインなどの整備は、文化財や周辺環境と調和のとれたものとする必要がある。

将来的には、景観条例等を制定し、良好な市街地の環境を守るような取り組みを行う。

### (5) 文化財の防災に関する方針

国民共有の財産である文化財の適切な保存・活用のために、火災・震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要がある。特に、重要文化財旧伊達郡役所をはじめとした木造建築について火災への備えを万全にし、法令等に基づいた適切な予防対策を取っていく。

文化財防火デーでは、旧伊達郡役所を主会場として消火訓練を行ったり、文化財管理状況の視察を行ったりすることで、町民全体の文化財保護への関心を高め、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるよう消防署や消防団等関係機関と協力し取り組んでいる。

最近、全国的な傾向として、寺社をはじめとした文化財に対するいたずらや盗難事件が相次いでいることから、文化財所有者には、消火設備、防火設備、防犯装置の設置を推奨する。



■写真 文化財防火デーでの巡視活動(桑折寺山門)



■写真 文化財防火デー防火訓練(旧伊達郡役所)

### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

桑折町は、昭和60年(1985)より桑折町史(全9巻、別冊1巻)を刊行し、町の歴史や文化財への関心を深める取り組みを行ってきた。また、小学生には桑折町の歴史をまとめた副読本を配布し、さらには中学生以上を対象とした冊子『桑折学のすすめ』を有志が中心となって編集し、刊行配布するなど、官民挙げて普及活動にも力を入れてきた。小学校の「総合的な学習の時間」では、郷土の歴史を学ぶために、桑折町文化財保存会の会員を講師に招くなどしている。



■写真 桑折学のすすめ

以前より、桑折西山城跡等の文化財について歴史講座を開催し、羽州街道サミットなどの歴史や文化財を活用したイベントや埋蔵文化財発掘調査の際に現地説明会を開くなどしてきたが、これらのイベントや事業は引き続き行っていく予定であり、今後も機会をとらえて町民の歴史に対する認識を深める活動を行っていく。



■写真 羽州街道を歩くイベント(半田銀山遺跡)



■写真 発掘調査現地説明会の様子

歴史を紹介するパンフレットやマップを充実させ、統一的な案内板の設置を行い、歴史ボランティアガイドの養成事業を行うことで、観光客のニーズに応えるのみならず、町民の歴史や文化財への認知度向上を図ってゆく。

文化財保護団体や、伝統芸能など各種団体への援助は引き続き行い、活発な活動が行えるよう積極的に支援する。近年、各団体において少子高齢化による後継者不足の問題が発生しているが、さまざまな面での支援により参加者の裾野を広げ、郷土の歴史に誇りを持つような取り組みを行う。

#### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本町における周知の埋蔵文化財包蔵地は、98か所存在する。これらは、地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が要求される。「桑折町埋蔵文化財地図」の改訂の際には、この地図を全世帯に配布し、周知を図ってきた。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届け出や、それ以外の場所で遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福島県教育委員会の指導助言を受けながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、保存を行っていく。

#### (8) 文化財の保存・活用に係る桑折町教育委員会の体制と今後の方針

本町では、文化財に関わる業務は、政策推進課歴史まちづくり係3名で行っており、うち2名が学芸員の資格を持つ。文化財の保護・活用と歴史を活かしたまちづくりを一体的に進めるため、地方自治法（昭和26年法律第83号）第180条の7の規定に基づき、平成

27年(2015)度より桑折町教育委員会生涯学習課にあった文化財係を町長部局の政策推進課に移行させ、歴史的風致維持向上計画の業務を付加して歴史まちづくり係を新設し、文化財に関わる業務を町長部局で補助執行させている。

文化財の保存施設としては、桑折町中央公民館分室の一角が歴史資料整理室になっており、臨時職員2名が発掘調査で出土した遺物をはじめ、文書等の歴史資料の整理・保存・保管を行っている。しかしながら、文化財や歴史資料を展示公開する博物館的機能を持った施設がなく、長年設置が待ち望まれている状況である。また、旧伊達郡役所と種徳美術館からなる桑折町文化記念館には嘱託職員と臨時職員各1名がおり、管理運営を担っている。

文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第190条第1項並びに桑折町文化財保護審議会条例に基づき、桑折町文化財保護審議会が設置されている。桑折町文化財保護審議会は文化財所有者2名と学識経験者8名(歴史学3名、郷土史2名、歴史地理学1名、保護団体代表2名)の計10名の委員で組織され、文化財行政に対する指導・助言を受けている。

桑折西山城跡の整備については、史跡桑折西山城跡整備指導委員会が設置されている。学識経験者6名(歴史学2名、考古学1名、造園土木工学1名、歴史地理学1名、保護団体代表1名)により組織され、考古学分野、城郭研究分野といった各分野から専門的な指導・助言を受けている。



■写真 史跡桑折西山城跡整備指導委員会現地指導の様子

今後の各種整備活用にあたっては、町長部局の地域整備課をはじめとした庁内の関係各課と緊密に連絡を取り合い、効果的な文化財の整備活用となるようにする。

#### (9) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存するためには、行政のみで行えることには限界がある。所有者のみならず、地域の住民が守り続けてきた文化財であることからすれば、今後も、保存活用団体と連携していくことが重要である。また、(6)でも述べたように、各団体とも高齢化による後継者不足の問題を抱えているため、後継者や支援者、協力者の拡大を図る。

近年、文化財ガイドの需要が多いが、現在の体制では対応しきれていないので、歴史案内人の養成と団体の立ち上げを図る。

現在活動中の団体は、次頁の表の通りである。

■表 文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	活動範囲	主な活動内容
桑折町文化財保存会	町内一円	文化財の保護顕彰
桑折町郷土史研究会	町内一円	郷土史の研究
桑折町祇園ばやし振興会	主として半田地区	祇園ばやしの普及継承活動
諏訪神社若連協議会	桑折地区	諏訪神社例大祭の山車運行等
桑折町夏祭り実行委員会	桑折地区	諏訪神社例大祭をはじめとする夏祭りの運営
桑折町歩いて楽しめる地域づくり懇談会	町内一円	地域づくりの検討、イベント開催、「桑折学のすすめ」出版
桑折町商工会	町内一円	地域おこしの各種イベント開催
桑折町女性団体連合会	町内一円	旧店舗を利用したおもてなし活動や、町並みを活かしたイベントの開催
伊達西根堰土地改良区	町内一円	西根堰の管理運営
総合型地域スポーツクラブ マルベリーこおり	町内一円	文化財等を巡るウォーキングイベントの開催
各町内会団体	町内一円	各種町内会活動
氏子、講中 等	町内一円	各寺社での活動
西根の郷ふるさとづくり推進協議会	西根堰沿い	西根堰を活用した事業を展開

## 2. 重点区域の範囲

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の範囲内に、指定文化財の77パーセントが存在する(128ページの図を参照)。特に、国指定と県指定の文化財はそのほとんどが範囲内に含まれている。現在、有形文化財、史跡、天然記念物のうち屋外に存在しているものはほぼ公開されているが、有形文化財のうち美術品等で寺社や個人が所持するものは、それぞれの所有者に一任されている。町所有の美術品は、基本的に桑折町種徳美術館に収蔵されているので、展覧会など定期的な公開の機会があるが、寺社や個人所有の美術品はその機会が無いものも多い。また、仏像など信仰の対象となっている場合、公開が難しいものもある。

重点区域内の文化財の保存活用が、歴史的風致維持向上の要となる。そのため、計画的な保存修理や活用が求められる。修理の際は、所有者や関係機関と緊密に連絡を取り合い、文化財として適切な修理が行われるようにする。また、活用に関しては、所有者それぞれの実情を考慮して、公開について検討していく。

公開中の建造物、史跡等…旧伊達郡役所(国)、史跡桑折西山城跡(国)、桑折寺の山門(県)、  
万正寺の大カヤ(県)、無能寺の笠マツ(県)、代官の墓(町)、  
田植塚(町)、つつじヶ岡史跡公園(町)等

公開中の美術品等…大安寺の梵鐘(町)、伝来寺の梵鐘(町)、

未指定の文化財は、桑折町文化財保護審議会などの助言を仰ぎながら、リストアップしデータベース化を行い、指定にふさわしいものと判断されたものについては、指定へ向けた取り組みを行う。また、土蔵や見世蔵など歴史的な建造物については、所有者の高齢化が進んでおり、さらに東日本大震災によって損壊し修繕が儘ならず、相当数が解体を余儀なくされたことから、以前行われた調査結果を活用しながら、築年数や間取りなどの追加調査を早急に行う。

なお、文化財の案内標識や説明板は設置年代がさまざまデザイン統一がされておらず、かつ、老朽化により景観を阻害している場合もあることから、周遊性及び認知度の向上を図るためデザインを統一し、順次更新を進め、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

### (2) 文化財の修理(整備も含む)に関する具体的な計画

重点区域内において、史跡桑折西山城跡整備事業を行う。桑折西山城跡は、平成20年(2008)度より平成26年(2014)度まで発掘調査を行った。その成果と、平成18年(2006)に策定された整備計画に基づき、平成28年(2016)度から5か年をかけて整備事業を行う。遺



構の復元や遊歩道・サインの整備、ガイダンス施設や便益施設の整備などを主とした整備を行い、史跡公園として親しまれる施設をめざす。

旧伊達郡役所は、東日本大震災により、漆喰壁が崩落し、基礎がずれるなどの大きな被害を受けたが、平成25年(2013)度に災害復旧工事が完了している。旧伊達郡役所は、明治期の木造建築のため、定期的なメンテナンスが求められる。特に、外観の塗装は10～15年程度での塗り替えが必要で、前回の工事から10年以上経過していることから、数年後にも塗り替え時期が到来する。天井紙や漆喰壁などの内装も含め、計画的に修繕する予定である。

その他、美術品などに経年劣化や損傷が見られるものもあるため、所有者と調整の上、補助や助言等必要な措置を取る。

以上のように、文化財の修理や整備にあたっては、各種法令等に基づいた手続きを行い、文化庁や福島県教育委員会、桑折町文化財保護審議会、専門家等関係機関と連携して実施する。



■写真 桑折西山城跡本丸



■写真 東日本大震災被害修理中の旧伊達郡役所

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

桑折町には、文化財の保存施設はあるものの展示施設がなく、情報発信の面で不十分な状況にある。重点区域内にある空き家や空き店舗の活用を含め、設置について積極的な検討を行う。

文化財の説明板は、設置した年代により形状が異なるだけでなく、経年劣化しているものもあるため、統一したものを設置していく。同時にWEBサイトや案内板も整備設置し、来訪者への周知を図る。

まちあるきの拠点施設の一つとして、ユニバーサルデザインの公衆トイレの設置を検討する。また、近年要望の多い、歴史ボランティアガイドの養成を行い、歴史案内の拠点となる施設の設置検討をする。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の範囲内には、旧伊達郡役所をはじめとして歴史的価値の高い建物や重要な遺跡が集中している。文化財は単体で存在しているわけではなく、周囲の歴史や環境があつてこそ今日まで守られてきたものであるから、これらの周辺環境を保全し、文化財の景観を守ることはきわめて重要である。重点区域の環境保全のため、景観条例の制定を検討する。

旧伊達郡役所周辺では、平成26年(2014)度に電線地中化やポケットパークの整備などが行われた。このように、文化財周辺の整備については、看板や電柱、電線など良好な景観を阻害するものを取り除いたりするなど、周辺環境が文化財と調和することを旨とした整備が行われなければならない。



■写真 旧伊達郡役所周辺 整備前



■写真 旧伊達郡役所周辺 整備後

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

平成23年(2011)に発生した東日本大震災は、旧伊達郡役所を中心に、町内文化財に甚大な被害をもたらした。なかでも旧伊達郡役所は大きな被害を受けたが、その後の震災修理と同時に耐震工事を行った。なお、屋内消火栓、放水銃、避雷針、炎感知器等はすでに設置されている。その他個人所有の文化財の耐震工事については、費用の面を考慮し、修繕工事等に合わせ行っていけるよう指導助言する。

防火体制については、積極的な措置を取るよう促す(防火訓練の実施、自動火災報知機、消火器準備等)。重点地域には、民家が密集する場所も含まれているので、火災には特に注意するよう指導助言を行う。

近年、全国的な傾向として文化財に対するいたずらや盗難が相次いでいることから、防犯カメラ設置の検討や、燃えやすいものを置かない、見回りを強化するなどの自衛策について指導する。

毎年1月26日に行われている文化財防火デーに合わせた消火訓練や文化財巡視活動を今後も継続して行い、文化財の防火防災について訓練と啓発活動を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、文化財の普及啓発に関する取り組みを積極的に行う。

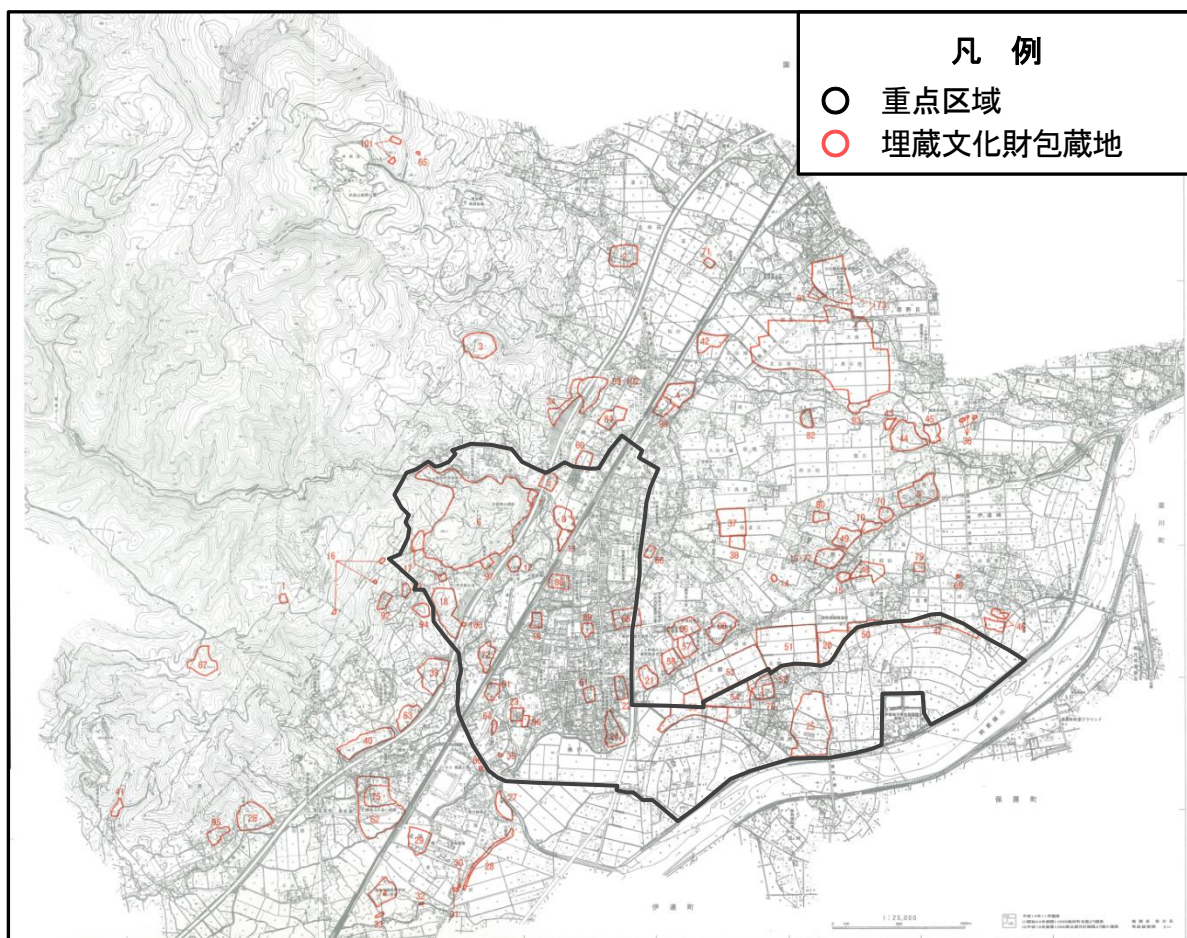
文化財のパンフレットやマップ、ホームページ、案内板や説明板を充実させ、来訪者へのPRと利便性を向上させる。また、毎月広報誌に掲載している歴史コーナーを継続し、定期的な住民の文化財保護意識を高める取り組みを行う。

文化財ボランティアを養成し、来訪者への案内解説はもとより児童生徒への郷土の歴史の授業へも対応できるようにする。また、以前より配布されている「桑折学のすすめ」を継続して配布し、小中学生を対象とした副読本も配布する。

また、文化財を活用したイベントや講演会等の歴史に親しむ取組を行うことで、周知啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地全 98 か所のうち、重点地区に存在するものは 33 か所である。重点地区内には史跡桑折西山城跡や陣屋、庫場といった、桑折町の歴史上重要な遺跡が含まれている。埋蔵文化財の取扱いに当たっては、法に則り適切な処理をする。



■図 埋蔵文化財包蔵地と重点区域の関係

遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認する。本調査実施の際は、開発事業者と費用および時期などについて協議し、調査を行うこととする。調査にあたっては、福島県教育委員会の助言・指示を得て、適切な保護措置を取る。

#### (8) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内において活動している団体には、141 ページに記載されているとおり「桑折町文化財保存会」「桑折町郷土史研究会」「諏訪神社若連協議会」「桑折町夏祭り実行委員会」「桑折町歩いて楽しめる地域づくり懇談会」「桑折町女性団体連合会」などがある。また、各地域の町内会や氏子、講など、さまざまな団体が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体との連携が重要となってくる。さまざまな機会をとらえ、その活動に対して助成や支援を行っていく。

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本町における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、整備と適切な管理を行うことにより桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るものである。その対象は、歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するもので、本計画の期間内に実施されるものとする。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物の保存・整備・活用、良好な町なみの整備・管理や周辺環境の景観保全、まちなか周遊性の向上など、歴史的風致の維持向上に寄与する整備を行う。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の管理者や関係課、行政機関などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方にに基づき、以下の事業を推進する。

- ① 史跡桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する事業
  1. 史跡桑折西山城跡整備事業
  2. 史跡桑折西山城跡周辺の誘導路及び駐車場整備事業
  3. 大榎遺跡（万正寺の大カヤ）周辺整備事業
- ② 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する事業
  4. 桑折宿の歴史的風致形成建造物等に関する修景助成事業
  5. 旧伊達郡役所周辺整備事業
  6. 西根堰及び水路修景事業
  7. 屋外広告物等の景観に配慮した改修に対する助成事業
- ③ 歴史的風致の認識向上に関する事業
  8. 歴史・文化財を活かしたまちづくり推進事業
  9. 歴史・文化財学習講座事業
  10. 歴史案内人育成事業
  11. 小中学生の認識向上推進事業
  12. 桃源郷周遊型イベント支援事業

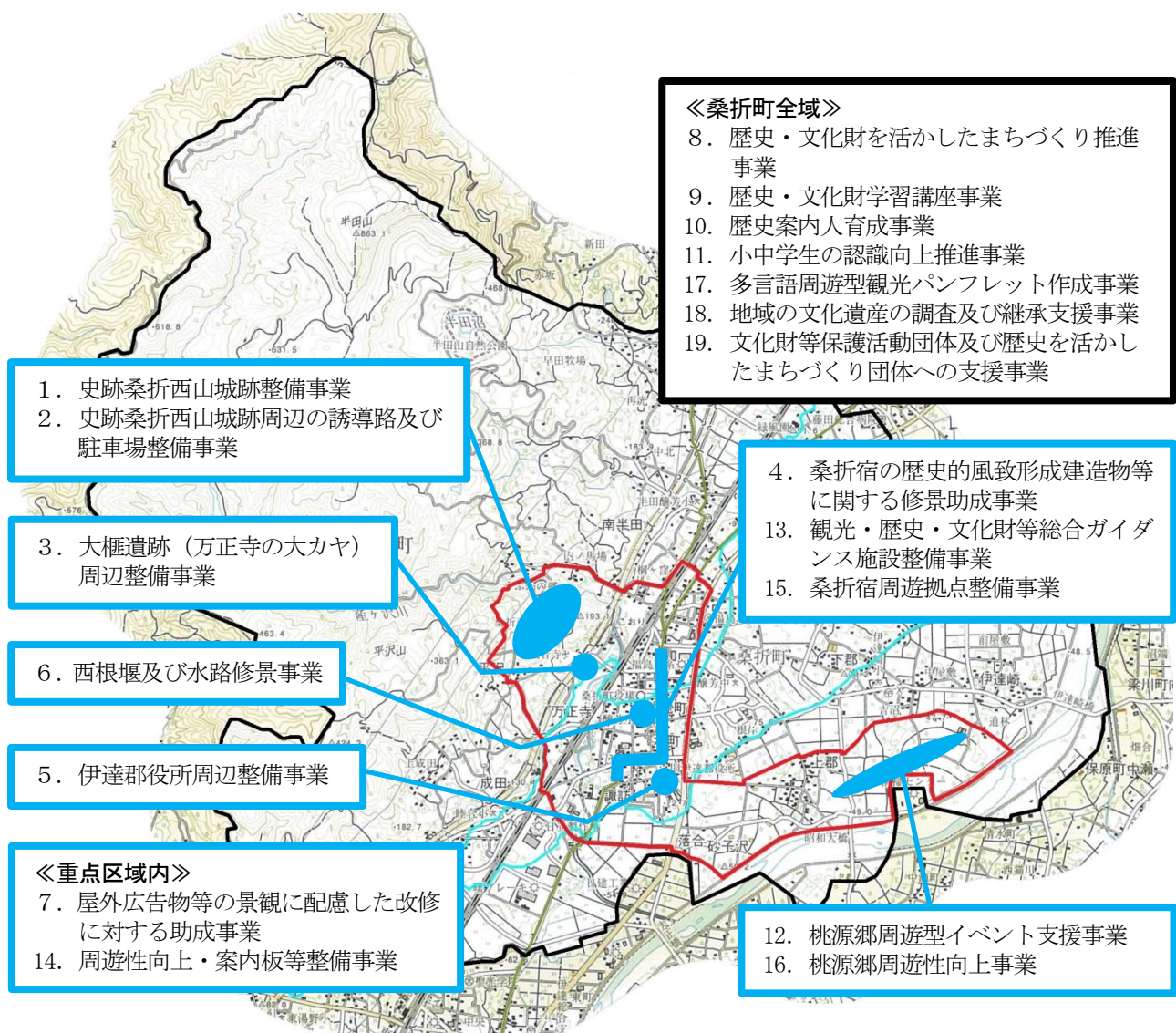
④ 情報発信、周遊性向上に関する事業

- 13. 観光・歴史・文化財等総合ガイダンス施設整備事業
- 14. 周遊性向上・案内板等整備事業
- 15. 桑折宿周遊拠点整備事業
- 16. 桃源郷周遊性向上事業
- 17. 多言語周遊型観光パンフレット作成事業

⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業


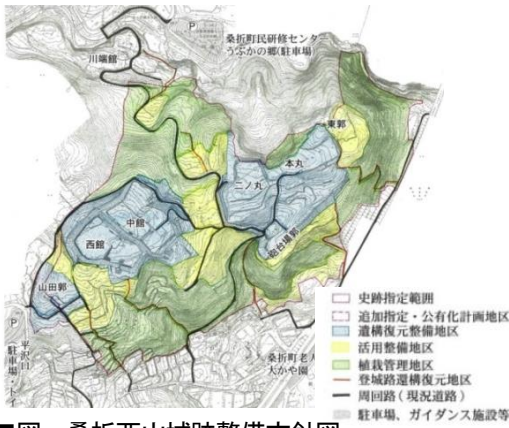

- 18. 地域の文化遺産の調査及び継承支援事業
- 19. 文化財等保護活動団体及び歴史を活かしたまちづくり団体への支援事業

なお、事業の実施に際しては、その効果や財政状況を見極めながら、国や県、民間団体などの事業を積極的に活用し、計画的に推進する。



2. 歴史的風致維持向上に資する事業

① 史跡桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する事業

事業名	1. 史跡桑折西山城跡整備事業	
整備主体	桑折町	
事業手法 (支援事業名)	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業（文化庁国庫補助事業）	
関連計画	史跡桑折西山城跡保存管理計画、史跡桑折西山城跡整備管理計画	
事業期間	平成9年度～平成32年度	
事業位置	大字万正寺字本丸他 	
事業概要	町内外からの来訪者に戦国時代の山城を体験的に学習し、かつ、城跡からの眺望や自然を楽しみながら憩うことができる場所として、堀・土塁・大手道などの復元や遊歩道の整備、樹木の伐採、伊達氏関連遺跡の解説も含めたガイドンス施設設置などの整備を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="432 1339 943 1765" style="width: 45%;">  <p>■図 桑折西山城跡整備方針図</p> </div> <div data-bbox="975 1339 1433 1682" style="width: 45%;">  <p>■写真 会所があった本丸</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	町民の「伊達氏発祥の地」という誇りの中核をなす史跡桑折西山城跡を整備し、ガイドンス施設を整備することによって、史跡に対する認識の向上が図られ、さらに、町民による伊達氏関連遺跡の保存・愛護活動が向上することによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	2. 史跡桑折西山城跡周辺の誘導路及び駐車場整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 29 年度～平成 33 年度
事業位置	史跡桑折西山城跡周辺 (重点区域内) 
事業概要	<p>史跡桑折西山城跡への道は未舗装となっており、整備が行き届いていない。史跡付近に広い駐車場が無く、アクセス道の道幅は狭いため、バスや大型の車で来訪に対応できないことから、桑折西山城跡整備事業に合わせて町道の改修と駐車場の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="443 1261 906 1603">  <p>■写真 桑折西山城跡のアクセス道 (平沢地区側)</p> </div> <div data-bbox="930 1261 1393 1603">  <p>■写真 桑折西山城跡のアクセス道 (南半田地区側)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	アクセス道と駐車場の整備によって、史跡桑折西山城跡へのアプローチが容易になり、町民や町外からの来訪者が気軽に訪れることができ、史跡を体験・学習することで史跡の認知度が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。



事業名	3. 大榎遺跡（万正寺の大カヤ）周辺整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 29 年度～平成 33 年度
事業位置	大字万正寺字大榎地内 (重点区域内) 
事業概要	<p>桑折西山城跡への大手道の手前に位置する大榎遺跡は、伊達氏関連の遺跡であるとともに、伊達氏関連の言い伝えが残る福島県指定天然記念物「大カヤ」がある。史跡桑折西山城跡の整備に併せ、伊達氏関連遺跡の一つとして、また、城跡へのアプローチの際の休憩場所として整備する。</p>  <p>■写真 大榎遺跡と県天然記念物の大カヤ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>伊達氏関連遺跡の一つとして整備することによって、来訪者に桑折西山城跡を取り巻く戦国時代の情景を思い描く導入ゾーンとしての機能が期待される。さらに、伊達氏関連遺跡を巡るポイントの一つとして整備し町内の周遊性を高めることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

② 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全に関する事業

事業名	4. 桑折宿の歴史的風致形成建造物等に関する修景助成事業
整備主体	桑折町及び個人
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 28 年度～平成 37 年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>桑折宿内に残っている歴史的建造物のうち、歴史的風致形成建造物について、修理・修景する際の費用の一部を助成し、定期的に一般に公開する。</p> <p>また、未指定の歴史的建造物についても、街道に面している部分を修景する場合の費用の一部を補助する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>■写真 歴史的建造物の修景（桑折御蔵の修景状況 左：修景前、右：修景後）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折宿の歴史的風致を形成する建造物は、歴史的な町並を今に残す貴重な建造物であるが、東日本大震災以降、解体される建造物が増えている。</p> <p>本事業によって、街道の顔である歴史的建造物の保存・維持されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	5. 旧伊達郡役所周辺整備事業	
整備主体	桑折町	
事業手法 (支援事業名)	町単独事業	
事業期間	平成33年度～平成37年度	
事業位置	重点区域内 (旧伊達郡役所周辺)	
事業概要	<p>旧伊達郡役所の周辺について、道路の美装化や無電柱化(地中化以外の手法も含む)、旧伊達郡役所の柵やトイレの改修など良好な町なみを維持できるように、景観に配慮した整備を行う。</p>	 <p>■写真 旧伊達郡役所周辺</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>旧伊達郡役所は桑折宿のシンボリック建造物であり、来訪者を明治・大正の近代へと誘う重要な要素である。</p> <p>本事業により、旧伊達郡役所の周辺を景観にマッチするよう整備し、町並みの魅力を高めることによって、周辺の歴史的建造物の価値が高まり、維持や修景しようとする機運が高まる。さらに、桑折宿の街道を活動場所とする祭礼の魅力も向上し、観光客が増えるとともに、活動団体にもやりがいが生じることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	6. 西根堰及び水路修景事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>重点区域内の西根堰や西根堰から分水する水路について、歴史的構造物が残っている部分の保存・維持を図るとともに、歴史的風致が色濃く残る場所に子供や大人が集まり楽しめる親水性のある空間として、復元・整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="475 1263 932 1599">  <p>■写真 桑折町役場脇を流れる西根上堰</p> </div> <div data-bbox="979 1151 1305 1599">  <p>■写真 石積が残る水路</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折町を縦断する西根両堰と町内を網目状に張り巡らされている水路は、町民の生活にとってなくてはならないものであるが、施設の近代化により、歴史的構造物が無くなりつつある。</p> <p>本事業によって、西根堰及び水路の保存・活用が図られるとともに、西根堰用水の親水性が向上することによって歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	7. 屋外広告物等の景観に配慮した改善に対する助成事業
整備主体	個人及び民間事業所等
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 29 年度～平成 37 年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>重点区域内の歴史的風致を形成する建造物等の周辺に存在する屋外広告物のうち、歴史的風致の風情を阻害する屋外広告物を周辺景観に配慮したものに改修する場合、費用の一部を補助する。</p>  <p>■写真 奥州街道桑折宿の現在の景観</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本事業により、景観を阻害している屋外広告物が周辺の景観に配慮したものと改修することによって、歴史的風致の魅力が向上し、良好な市街地環境が形成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

③ 歴史的風致の認識向上に関する事業

事業名	8. 歴史・文化財を活かしたまちづくり推進事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>歴史や文化財を活かしたまちづくりや町並みや桃源郷の風景などの景観の維持・向上に関する住民向けの講演会やシンポジウムを開催する。</p> <p>また、史跡桑折西山城跡の整備完了後、「全国山城サミット連絡協議会大会」の誘致を目指す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 桑折西山城跡に関する講演会（平成26年3月）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 羽州街道サミット（平成20年10月）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>歴史を活かしたまちづくりや景観規制の導入には地域住民の連携と理解が必要である。本事業によって地域住民の歴史的風致への理解を高め、施策への合意形成と参画を図ることで歴史的風致維持向上に寄与する。</p>

事業名	9. 歴史・文化財学習講座事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>本町の歴史的風致への理解を深めるため、地域住民を対象に本町の歴史や文化財に関する学習講座を開催する。</p> <p>また、桑折町文化財保存会と連携しながら町内の小・中学生を対象に出前講座や現地説明会等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生に対する現地講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 西根堰学習会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>歴史を活かしたまちづくりには、地域住民との連携・協働が不可欠である。より多くの地域住民が本町の歴史理解を高め、本町の歴史的風致の認識を向上させることによって歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業名	10. 歴史案内人育成事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成32年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>本町を訪問する観光客や小中学生の児童・生徒に対し、本町の歴史や伝統文化、町並み、観光スポットなど本町の魅力について語ることができる人材の育成するため、案内人の養成・研修を目的とした講習や現地視察等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 歴史探訪ウォーキング</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 羽州街道を歩くイベント (羽州街道起点の追分)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本事業によって、本町の歴史的風致を説明できる住民が増えることによって、歴史的風致への理解が進み、維持向上に賛同する人が増える。</p> <p>また、案内人が分かりやすく説明することによって、来訪者が本町の魅力をスムーズに理解することができる。</p> <p>町内外で歴史的風致の認識が向上することによって、地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>





事業名	11. 小中学生の認識向上推進事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 28 年度～平成 37 年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>町内の小中学校と協力しながら、後世への伝承者である小中学生に本町の歴史や文化遺産に関する知識を持ってもらうため、桑折町を総合的にかつ分かりやすく説明する教材を作成するとともに、桑折町文化財保存会やボランティアガイドと連携し、実地説明を行うなど、子供たちが体験しながら学べるような授業を開発する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生用副読本 (平成3年初版発行 平成12年最終改訂)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生への実地説明</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本事業によって、次代を担う子供たちの郷土愛が醸成され、歴史的風致に関心を持つようになり、祭礼や伝統行事などへの積極的な参加が図られ、活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


事業名	12. 桃源郷周遊型イベント支援事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 28 年度～平成 31 年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>阿武隈川氾濫原の果樹畑（桃源郷）周辺で花が咲いている時期や実が成る時期に行うイベントに対して支援を行う。</p>  <p>■写真 ピーチロードをゆっくり歩こう会（平成 22 年 4 月）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桃源郷の風景は本町の住民にとってふるさとの原風景となっている。東日本大震災以降、果樹畑周辺でのイベントを自粛しており、町内外に対し良好な市街地環境をPRできずにいる。</p> <p>本事業によって、果樹畑を散策し、桃花を愛で、また、実に触れることができるイベントの開催を支援することによって、阿武隈川氾濫原の果樹栽培の歴史的風致に関心を持つようになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

④ 情報発信、周遊性向上に関する事業

事業名	13. 観光・歴史・文化財等総合ガイダンス施設整備事業	
整備主体	桑折町	
事業手法 (支援事業名)	町単独事業	
事業期間	平成33年度～平成37年度	
事業位置	重点区域内 	
事業概要	<p>桑折宿にある歴史的風致形成建造物の指定候補で使われていない空き店舗や公共施設の空きスペースを活用し、中心市街地の賑わいを創出できるような人々の交流機能を持ちながら、観光や歴史、文化財などを総合的に案内する施設を整備する。</p>	 <p>■写真 ガイダンス施設イメージ (桑折御蔵)</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本町には、これまで歴史や文化財、観光などの町の魅力を総合的に案内する施設が無かった。</p> <p>本事業によって、来訪者が本町を訪れ回遊する起点となり、本町の歴史や文化を紹介し観光情報を提供することによって町内を回遊する人々が増え、さらに、地域住民との交流が生まれ賑わいが創出されることによって、地域住民による歴史的風致を維持向上させようとする機運が醸成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	14. 周遊性向上・案内板等整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>町民や来訪者が、歴史的建造物や文化財等を楽しみながら効率よく巡ることができる散策ルートを検討・設定する。</p> <p>併せて、今後作成する案内板等の作成基準となる統一デザインを定めるとともに、散策ルートに合わせた案内板や案内標識、説明板の新設や更新を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="445 1261 903 1603">  <p>■写真 案内標識</p> </div> <div data-bbox="928 1261 1388 1603">  <p>■写真 説明板 (文字だけではなく写真入りでわかりやすく解説)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>歴史的建造物や文化財の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や案内標識、説明板を設置することによって、町民や来訪者が建造物等への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定と合わせ歴史的風致の拠点を巡る周遊性が高まり、来訪者等の歴史的風致の認識が向上することによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	15. 桑折宿周遊拠点整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 (奥州街道沿い) 
事業概要	来訪者が桑折宿を散策する際に安心して休憩できる場所として、空き地を活用し街道沿いに駐車場や休憩できるポケットパーク的な施設や案内板等を整備する。  <p>■写真 桑折駅前の案内板</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	桑折宿はカギ型に曲がりながら両端まで1.5kmあるが、町並みや文化財等を巡る散策の途中で休憩できる場所が少ない。 本事業によって、来訪者が途中休憩しながら本町の町並みや風情を堪能できるよう回遊性を考慮した施設を整備して利便性を向上させるとともに、町並みの連続性が形成されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	16. 桃源郷周遊性向上事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 29 年度～平成 33 年度
事業位置	重点区域内 (阿武隈川沿川) 
事業概要	<p>阿武隈川氾濫原の果樹畑（桃源郷）を印象的に体験できる周遊ルートの検討や案内看板の設置、駐車場・展望スペースなどの周辺環境の整備など、阿武隈川とも一体となった桃源郷の周遊性の向上を図る事業を行う。</p>  <p>■写真 阿武隈川堤防から桃源郷を眺める観光客</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折町の重要な観光資源である阿武隈川氾濫原の果樹畑（桃源郷）に来訪者を誘導する環境を整備し、また、阿武隈川から氾濫原の果樹畑、集落、半田山へとつながる空間の広がり眺められる場を設けることによって、氾濫原と阿武隈川が結びつき、さらに、花を愛で、実を食す阿武隈川氾濫原の歴史的風致の認識の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	17. 多言語周遊型観光パンフレット作成事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成 29 年度～平成 31 年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>歴史的な町なみ、文化財の分布、町の歴史などを網羅し、それらを堪能できる散策ルート等を紹介するパンフレットを作成する。</p> <p>なお、パンフレットは英語、中国語などの多言語のバージョンも併せて作成する。</p> <div data-bbox="603 878 1214 1332" data-label="Image"> </div> <p>■写真 現在の文化財や観光パンフレット（すべて日本語で作成）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本町の街並みや歴史、文化財などの情報を提供し散策ルートを設定することによって、町内に点在する歴史的資源を容易に触れて回ることができ、歴史的風致への認識が向上するとともに、歴史的風致を活かした地域の活性化が図られる。また、外国からの来訪者にも本町の歴史的風致を紹介し、本町の魅力を感じてもらうとともに、外国人来訪者に体験したことを情報発信をしてもらうことで東日本大震災による風評被害を払拭し、農作物や工業製品など本町製品の振興が図られることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業名	18. 地域の文化遺産の調査及び継承支援事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	調査：平成28年度～32年度 継承支援：平成28年度～37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>町内には詳細な調査・研究がされてこなかった歴史的建造物や文化財、祭礼などの文化遺産が多く残っている。それらの総合的な把握と記録保存などの学術的な調査を行い、データベース化を図る。</p> <p>併せて、活動が継続できるよう、伝統的な用具や衣装の修繕や担い手育成などの活動に対して、調査に基づく支援を適正に行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 修繕を繰り返しながら大事に受け継がれる山車</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 八幡神社祭礼（内城八幡神社）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>地域に埋もれている歴史的建造物や文化財、祭礼や伝統行事などの文化遺産を掘り起し、学術的な観点から調査し記録保存することによって、正確に後世に継承することができる。また、少子高齢化や後継者不足による担い手不足により活動の継承が危ぶまれることから、祭礼や伝統行事などの参加・保存団体への支援を行い、活動継続に欠かせない用具等の修繕を促進するとともに、担い手育成のしやすい環境を推進し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業名	19. 文化財等保護活動団体及び歴史を活かしたまちづくり団体への支援事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	昭和42年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>文化財等の保存・活用に関わっている団体や歴史を活かしたまちづくり団体と連携しながら、本町の歴史や文化財等の啓発を行う活動や後継者育成のための事業などの支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■写真 桑折町祇園ばやし振興会の活動      ■写真 夏祭り実行委員会</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>重点区域内の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する上では、行政の取り組みだけではなく、地域住民等との共同による取り組みが必要不可欠である。</p> <p>本事業の実施により、団体が活動を継続する意欲を高めつつ、本町の歴史や文化財、祭礼といったものへの保存・活用が図られることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

## 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

#### (1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る（歴史まちづくり法第12条）。

#### (2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共の場から容易に見ることができる物件のうち、建造物の所有者及び管理者の協議の上、同意を得られたもの（民間が所有する物件にあたっては、当該建造物の所有者が、今後、適切な維持管理する意向をもっていることを確認する。）を前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図るものとする。

#### 【指定対象の要件】

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 福島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 桑折町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 上記以外で、本町の歴史的風致の維持・向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

**【指定基準】**

- ① 建造物の形態、意匠または技術上の創意工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的な町なみの構成要素として重要な建造物

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除する。

## 2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法等のほか、他法令等により指定などされている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開または活用を図ることが望まれる。公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとするが、民有の施設については、生活者の生活を阻害することのないよう十分な協議を行う。

なお、公開・活用の際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、建造物の価値を損なわない範囲で必要な防災上の措置等を行うものとする。

### (2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

#### ① 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財については、福島県文化財保護条例及び桑折町文化財保護条例に基づき、現状変更等の行為規制が行われている。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

#### ② 登録有形文化財

現在、本町では、登録有形文化財に登録された建造物はないが、登録に至った場合は文化財保護法に基づき、届出及び勧告等による行為規制及び指導・助言を行う。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

### ③ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて登録有形文化財や町指定文化財、景観重要建造物等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、歴史的風致を形成する建造物の外観を対象に現状の維持または文化財調査に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。なお、民間所有の建造物の修理等は、補助制度を創設するなどして所有者等の負担軽減に努めるものとする。

## (3) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

### ① 所有者の管理義務

歴史的風致形成建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。(歴史まちづくり法第16条)

### ② 増築などの届出と勧告

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却を行う場合には、着手する30日前までに、町長に届出が必要である。その際、町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を講ずべきことを勧告することができる。(歴史まちづくり法第15条)

### ③ 所有者変更の届出

歴史的風致形成建造物の所有者に変更があった場合、新しい所有者は、遅滞なく町長に届出する必要がある。(歴史まちづくり法第18条)

## (4) 届出不要の行為






歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

### 【届出が不要な行為】



- ① 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定重要文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第9条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ② 桑折町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく町指定有形文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第14条に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

## 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名 称	写 真	所 在 地	所有者	備 考
1	桑折寺 山門		 字新町 32	宗教法人	県重要文化財 築年：不明 構造：木造 文政7年(1825年) に修繕したとの記 録あり
2	観音寺 観音堂		 大字万正寺字坂町 20	宗教法人	築年：元禄元年 (1688年) 構造：木造
3	諏訪神社 本殿(写真奥) 拝殿(写真前)		 字諏訪 10	宗教法人	築年：大正13年 (1905) 構造：木造
4	伊達朝宗墓所 五輪塔		 大字万正寺字下万正寺	宗教法人 桑折町	建立：文政4年 (1821) 構造：石
5	栗花家 旧店蔵		 字北町	個人	築年：明治40年 (1907) 屋号：石田屋 構造：土蔵
6	齋藤家 旧店蔵		 字本町	個人	築年：明治45年 (1912) 屋号：扇屋 構造：土蔵

No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
7	鈴木家 旧店蔵		 字本町	個人	築年：明治年間 屋号：丸屋 構造：土蔵 現在は「桑折御蔵」 として活用
8	安達家 旧店舗		 字北町	個人	築年：大正10年 (1921) 屋号：安達屋 構造：木造 現在は「まゆたま」 として活用
9	伊藤家 旧店舗		 字北町	個人	築年：大正11年 (1922) 屋号：藤屋 構造：木造 現在は「ふれあい 館」として活用
10	桑折駅 駅舎		 大字南半田字六角	民間企業	築年：昭和15年 (1940) 構造：木造
11	桑折駅 油庫		 大字南半田字六角	民間企業	築年：明治19年 構造：レンガ造り 桑折駅設置当時(明 治19年)からある と言われている。
12	西根上堰		 大字万正寺字上ノ内～字堰合	伊達西根 堰土地改 良区	築年：寛永年間 (1624～1643)

No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
13	西根下堰		 字藪内～字下釜	伊達西根 堰土地改 良区	築年：元和4年 (1618)

◇引用・参考文献一覧

著者・編集者	タイトル名	出版者	発行年
桑折町	桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」	桑折町	2012年
桑折町	桑折町都市計画マスタープラン	桑折町	2014年
桑折町	桑折町住生活基本計画	桑折町	2013年
桑折町	桑折町緑の基本計画	桑折町	2007年
桑折町	桑折農業振興地域整備変更計画書	桑折町	2000年
桑折町	広報こおり 第1号	桑折町	1961年
桑折町	桑折町郷土誌	桑折町	1911年
桑折町教育委員会	桑折町のすがた	桑折町教育委員会	1956年
桑折町教育委員会	桑折町誌	桑折町	1969年
桑折町教育委員会	近世社寺建築緊急調査表	桑折町教育委員会	1980年
桑折町教育委員会	わたしたちの町 桑折	桑折町教育委員会	1991年
桑折町教育委員会	史跡桑折西山城跡保存管理計画書	桑折町教育委員会	1999年
桑折町教育委員会	史跡桑折西山城跡整備計画書	桑折町教育委員会	2007年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第1巻 通史編1	桑折町史出版委員会	2002年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第2巻 通史編2	桑折町史出版委員会	2005年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第3巻 各論編	桑折町史出版委員会	1989年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第4巻 資料編1	桑折町史出版委員会	1998年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第5巻 資料編2	桑折町史出版委員会	1987年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第6巻 資料編3	桑折町史出版委員会	1992年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第7巻 資料編4	桑折町史出版委員会	1991年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第8巻 資料編5	桑折町史出版委員会	1996年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第9巻 資料編6	桑折町史出版委員会	1994年
桑折町史編纂室編	桑折町史叢書 第3集	桑折町史編纂委員会	1986年
桑折醸芳尋常高等小学校	桑折町郷土誌	桑折醸芳尋常高等小学校	1940年
睦合小学校	睦合村郷土誌	睦合小学校	1932年
睦合小学校百周年 記念誌編集委員会	創立百周年記念誌 睦みの百年	睦合小学校百周年 記念事業実行委員会	1969年
建設省東北地方建設局 福島工事事務所	阿武隈川上流改修史 大正8年～昭和34年	建設省東北地方建設局 福島工事事務所	1961年
宮城縣史編纂委員会	宮城縣史 28 資料編6	財団法人宮城縣史刊行会	1961年
桑折町文化財保存会	桑折町文化財保存会創設廿周年記念あゆみ	桑折町文化財保存会	1986年
桑折町文化財保存会	桑折町文化財保存会設立三十周年記念あゆみ	桑折町文化財保存会	1996年
桑折町文化財保存会	写真集 桑折町の文化財	桑折町文化財保存会	1985年
桑折町文化財保存会	ぬかりの里 No.17	桑折町文化財保存会	1982年
半田むかしむかし出版委員会	半田むかしむかし第6集 美しい桑折に伝わるむかしばなし	半田むかしむかし出版委員会	1980年



著者・編集者	『タイトル名』	出版者	発行年
桑折地区歩いて楽しむ地域づくり懇談会桑折学部会	桑折学のすすめ ～郷土愛を育むために	福島県県北建設事務所	2010年
平重道	伊達治家記録 18	宝文堂出版販売	1980年
千葉清	西根堰の歴史	伊達西根堰土地改良区	1970年
猪俣好巳	わが町の祇園ばやし	桑折町	1992年
菅野博信	益子神社	益子神社	2014年

# 自然と歴史と文化のふるさと



こおり

---

---

## 桑折町歴史的風致維持向上計画

認定日：平成28年3月28日

発行日：平成28年3月29日

発行：桑折町

編集：桑折町政策推進課

連絡先：〒969-1692 伊達郡桑折町字東大隅18番地

TEL 024-582-2115

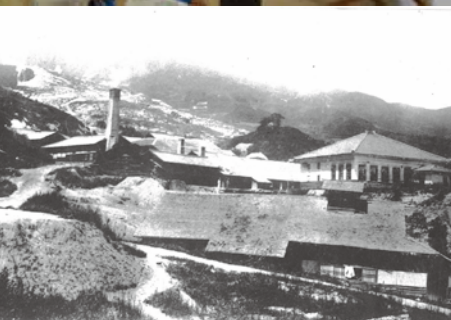
FAX 024-582-1028

E-mail [seisaku@town.koori.fukushima.jp](mailto:seisaku@town.koori.fukushima.jp)

URL <http://www.town.koori.fukushima.jp/>

---

---



桑折町